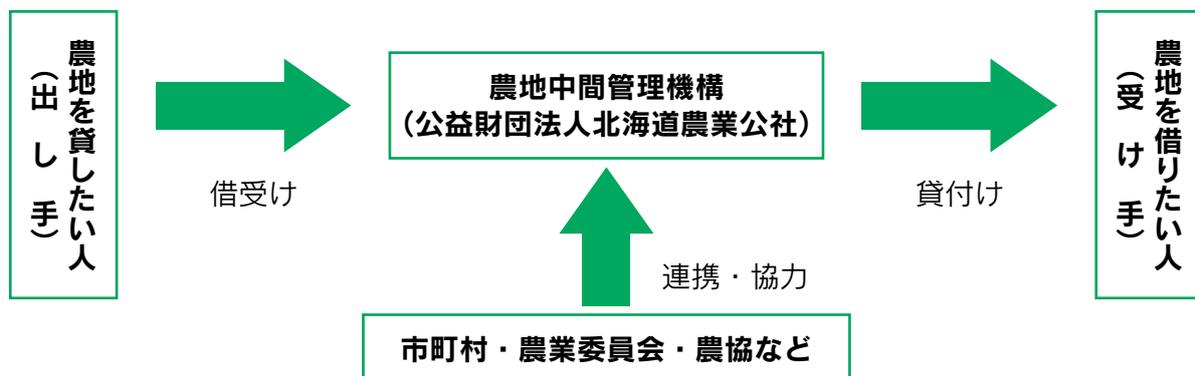


農地中間管理機構を活用しましょう

今年度より農地中間管理事業がスタートします。



- ・農地中間管理機構は、農地の貸し借りにおける中間的受け皿となる組織です。
 - ・農地を貸したい人から機構が農地を借受けし、借りたい人に貸し付ける事業です。
 - ・札幌市は、機構から業務の一部の委託を受け、相談等の窓口業務や出し手・受け手との調整等を行う予定です。
- ～農地を貸したい方～
農用地等の貸付申出は随時受け付けしています。
借り受けには機構による現地確認調査があります。
- ～農地を借りたい方～
機構が年2回、借受希望者を地区ごとに公募します。札幌市が対象となる公募は9月の予定です。公募開始は機構のホームページのほか札幌市農政部ホームページでもお知らせします。(公募の有効期限は1年です)
- ～農地の出し手等への支援～
機構にまとめた農地を貸し付けた地域や機構に農地を貸し付け、離農又は経営転換する農業者等に対して、機構集積協力金を交付する制度があります。

平成27年1月より農地流動化奨励金を見直します

札幌市では農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により賃貸借した場合、「農地流動化奨励金」を交付していますが、中間管理事業等の国の新たな制度のスタートに合わせ、以下のとおり新規の農地流動化に奨励金を集中する方向に見直します。

- 対象 平成27年1月2日以降に開始する利用権設定（6年以上）で過去に流動化奨励金等の対象となっていない農用地区内農地の利用権設定
 - 対象者 貸し手、借り手（認定農業者、中核登録農家、認定就農者（追加）、新規就農者（追加））
 - 交付基準額 普通畑 20,000円/10a 牧草畑5,000円/10a
※同一年度の1世帯の交付上限額は500,000円です。
※賃借の条件等によっては基準額の減額があります。
 - 解約 返還不要要件に、農地中間管理機構への貸付を目的とした解約を追加
※現在6年契約の1回目支払を受けている方の2回目支払につきましては、現行の金額・条件で交付します。
なお、制度改正に伴う経過措置として、現在農地流動化奨励金交付対象となっている利用権設定につきましては、貸し手に対し本制度改正後の最初の利用権設定の更新（6年以上の契約に限る）について1回のみ、現行の再設定単価の半額を1回払いで交付します。
- ▼その他の詳細な条件等につきましては下記問い合わせ先までお問い合わせください
▼現在奨励金の交付対象となっている方に対しては、別途封書でご案内いたします。

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406